

第1回「自然エネルギー市民委員会」議事録

日時：2002年9月26日（木） 15時～17時

場所：参議院議員会館第3及び第4会議室

出席者：委員及びオブザーバー（末尾参照）

司会：大林ミカ、畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク（GEN））

配布資料：

- ・ 進行案／参加者リスト
- ・ 政省令で議論すべき論点（GEN）
- ・ 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法
- ・ 同法の概要
- ・ 衆参両院経済産業委員会附帯決議
- ・ 福島瑞穂議員質問主意書・答弁書／金田誠一議員質問主意書・答弁書
- ・ GENから資源エネルギー庁への質問とそれに対する回答
- ・ GENが情報公開請求で入手した政府内資料
- ・ オーストリアの再生可能エネルギー政策（GEN）
- ・ 廃棄物発電の問題点（池田こみち）

議事：

1. 市民委員会の目的・狙いなど説明・確認（GENより）
2. 法律や政府の動きについて一通り共有（GEN 飯田哲也より）
 - 2.1 法律とその策定プロセス
 - 2.2 GENから資源エネルギー庁への質問とそれへの回答について
3. 現時点での論点整理
 - 3.1 論点整理（GEN 飯田哲也より）
 - 3.2 意見交換（全体で）
4. 廃棄物発電の問題点について
 - 4.1 環境総合研究所／環境行政改革フォーラム・池田こみちさんよりご報告
 - 4.2 意見交換
5. 総合討論及びまとめ

1. 市民委員会の目的・狙い等説明・確認（GENより）

大林 ミカ （「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 趣旨説明

今年5月末に国会で成立した「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」を様々な角度から分析検討して、問題点を整理し、私達の立場から提言することによって、同法の政省令を少しでも良いものにし、国の仕組みを自然エネルギーの普及に少しでも効果のあるものにして行く一助にしていきたい。

畑 直之 （「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 配布資料の説明確認（詳細省略）

2. 法律や政府の動きについて一通りの共有（GEN・飯田哲也より）

2.1 法律とその策定プロセス

ちょうど一年前、去年の秋にこの市民委員会を開催し、どのような法案にしたらいいのかなどいくつかの問題点を拾い上げて提言しようとした。それと平行して新市場拡大措置小委員会が開かれ、それを最終的に答申したのが去年の新エネルギー部会だった。様々な異論はあったものの、おおむね基本線は了解されたということで新エネ部会は幕を閉じた。

その後今年3月15日に閣議決定されてその間経済産業省から頂いたが、その間農水省環境省国土交通省などいろいろがんばって協議し、若干の修正を経て閣議決定。その後、4月26日に衆議院通過と付帯決議、そして5月30日に参議院も付帯決議の上で通過し、成立した。

その間、いくつかこれからの議論する論点について、とりわけ廃棄物、二酸化炭素等の問題点などについては基本的に政省令で対応するような説明がなされていて、政省令はこの秋に策定するということで、早速新エネ部会は10月下旬から再開するということで私にも案内がきている。概ね政省令案が10月には姿を出すだろうというところで、この政省令についてももう少し突っ込んで議論し、どうせ作るのであればきちんと機能するものを作りましょうということで改めて市民委員会を行うことになった。

経済産業省の方とも、この間いろいろとお話をし、「小さく生んで大きく育てればいいんだ」とおっしゃっているので、法案はかなり「すかさず」の乱暴なものではあったが、政省令の作り込みによってさらに前に進むのであれば積極的に我々としても提案していきたいと考えている。

2.2 GEN から資源エネルギー庁への質問とそれへの回答について

全体としてはストレートな回答はかえってきておらず、経産省の内部でも十分に決まっていないということが伺える。福島議員からの9つの質問と、それに対する政府側の回答の紹介を行う。

(詳細略、当日配布資料「GEN から資源エネルギー庁への質問とそれに対する回答」 「福島瑞穂議員質問主意書・答弁書」参照)

3 . 現時点での論点整理

3.1 論点整理 (GEN ・ 飯田哲也より)

(当日配布資料「政省令で議論すべき論点」「GEN が情報公開請求で入手した政府内資料」参照)

「法制局第四部長御説明資料」(「GEN が情報公開請求で入手した政府内資料」) のアウトラインに沿って、この中でとりわけ問題になりそうなポイントについて、頭で拾って行くこととする。また、ご説明資料の中に入っていない論点については、最後に追加をしている(当日配布資料「政省令で議論すべき論点」参照)。この資料を頂いたところ、我々でも初めて見たような内容があり、多くの方々もそのような思われるのではないかと。こういった内容が、今後政省令を議論する中で出てくると考えていいのではないかと。今回は幅広く論点(資料「政省令で議論すべき論点」) と情報公開請求資料(資料「GEN が情報公開請求で入手した政府内資料」) を見て頂きながら、皆さんからも更なる論点を出していただければと考えている。

3.1.1 新エネルギー等利用の義務付けの必要性について

(「GEN が情報公開請求で入手した政府内資料」 p.1,2,4 に対応)

この論点が御説明資料の一項目に該当している。つい昨日届いた情報公開請求資料によると、何故義務付けが必要なのかという点に法制局が一番最初にこだわったということであり、法制上もここが一番重要な点になっているということだ。

【法制局への説明概要】

- ・ 石油代替エネルギーとして新エネルギー等の推進が必要(代替エネルギーとして原子力や大規模水力の増加は困難な状況にあり、新エネ等は二酸化炭素排出抑制に資する)
- ・ 新エネ普及の振興法の限界。放置しておけば新エネの低経済性によりさらに鈍化する恐れがあり、

‘義務付け’という手法が必要。

【論点】

- ・ 「新エネルギー」の定義については論点 4 参照
- ・ 手法については、固定価格制の優位性を考慮すること
(当日配布資料「政省令で議論すべき論点」p.1 の比較表を参照)

手法も単純に証書義務付け制とするのではなく、念頭には固定価格制を忘れるべきではないだろう。この間、オーストリアが RPS の導入を止め、来年から固定価格へシフトすることになった(配布資料「オーストリアの再生可能エネルギー政策」参照)。また、イギリスの RPS はうまくいかなかったのかという話が最近出ているし、アメリカでもカリフォルニアが RPS でも限りなく固定価格制に近いような制度を導入するふしがある。日本の場合、かなり費用効率性が制度評価の全面に出ているが、私が 9 月の始めに出席してきたザルツブルグセミナーでは、固定価格と RPS を比較する項目が大分違っており、表のような 5 項目についてなされている。確かに費用効率性は RPS の方がいいかもしれないが、総体的には固定価格制がいいのではないのかという結論になっていた。一時期のような RPS 一色の空気が急速に冷めていっているように見受けられる。オーストリアのように RPS をかなり柔軟に見直す姿勢も必要であろうし、またカリフォルニアのような仕組みも政省令で作り込むことができないだろうかということも念頭に置いておいた方がいいのではないかと考える。

3.1.2 本法案と地球温暖化問題との関係について

(「GEN が情報公開請求で入手した政府内資料」p.6~10 に対応)

これは前々から問題になっていた点だ。廃棄物、とりわけ化石燃料起源の廃棄物を「新エネルギー等」という言葉を使って中に入れると二酸化炭素が大幅に増える可能性がある。それを単純に「燃やしているものから発電するわけだから二酸化炭素は増えない」という何の根拠もない幼稚で乱暴な議論だけで押し通すというのは、かなり犯罪的ではないか。義務付けの必要性の説明では二酸化炭素の削減をうたい、法目的の中にも環境保全が入ったということで、この点は改めて論点として出しておかなければならないと考える。

【法制局への説明概要】

- ・ 本法案の目的：「内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給」
- ・ これは 石油依存度低減 + エネルギーセキュリティの確保 + 地球温暖化問題などの環境問題への対応を含む

「省エネ、新エネルギー等の利用増進は地球温暖化対策を主たる目的とするものとして位置付けられているわけではないが、二酸化炭素の排出抑制に資するものであるため、地球温暖化対策に関連する施策として位置付けられている。」

「・・前略・・(資源エネルギー調査会のエネルギーの長期需要見通し)に掲げる目標が達成されれば、二酸化炭素に着いて 900 万 t - C を超える削減を図ることが出来・・・・・・このように、本法案は二酸化炭素の排出抑制にも貢献するものである」

【論点】

- ・ 実質的に CO₂ を拡大する懸念が大きく、これは「新エネルギー」の定義に大きく左右される
(当日配布資料「政省令で議論すべき論点」p.1 の 2 つのグラフを参照)

3.1.3 電気事業分野のうち小売事業者のみに義務を課す理由【本則第 2 条第 1 項】

(「GEN が情報公開請求で入手した政府内資料」p.15~17 に対応)

【法制局への説明概要】

- ・ 義務対象：一般電気事業者、特定電気事業者および特定規模電気事業者
- ・ 義務対象外：卸電気事業者(一般電気事業者に電気を供給する事業なので、仮に義務を課すと 2 重の義務になってしまうため)と自家発電(任意に電源構成を選択する能力があるといえないため)

【論点】

- ・そもそも自家発電を外していいのか。
- ・実質的に「小売事業者」に等しいオンサイト発電事業者をどうするのか。
- ・電力自由化が進む中で PPS に関しては、参入障壁になる可能性があるのではないか。

3.1.4 「新エネルギー等」の定義について【本則第 2 条第 2 項】

(「GEN が情報公開請求で入手した政府内資料」 p 18~22 に対応)

【法制局への説明概要】

- ・新エネルギーの定義：「風力、太陽光、バイオマス、地熱、水力（政令で定めるものに限る）、その他政令で定めるもの（廃棄物等）」
- ・定義づけの理由：『新エネルギー』という言葉が国民の間で定着してきているため
「・・・平成 9 年の新エネ法制定当時から 5 年が経ち、現在においては以下に示すとおり、「新エネルギー」の言葉は十分に国民の間に定着してきており、・・・十分成熟した言葉と考えられる」

【論点】

- ・本質的に国語辞典的な問題ではなく、環境保全目的や国際的な整合性の問題である
- ・実質的な論点は、
 (1)廃棄物の取り扱いや詳細な定義(非化石に限るなど)をどうするか、
 (2)地熱と水力を加え、再生可能エネルギーと同義とするか、
 (3)環境保全型の水力をどう定義するか。
 これらは、公共政策上きわめて重要な要素であり、広く公論に付して、社会的合意のもとで進めるべきではないか。

3.1.4.1 中水力の扱いについて

(「GEN が情報公開請求で入手した政府内資料」 p 23,24 に対応)

【法制局への説明概要】

- ・本法案の対象となる水力発電規模：出力 ■ キロワット以下（数値は不開示）
- ・理由：大規模水力発電は適地の減少、周辺の自然環境に与えるマイナス影響、住民の反対などの理由により今後の開発が困難なため。

【論点】

- ・役所が一方的に決定するのではなく、根拠をもって「環境保全型水力」を定義し、その社会的合意が必要。
 中小水力は、一定の規模以下を認定するという事になっているが、これは単に外形基準で判断しているものだ。一方、スイスで WWF などが中心になって Environmentally friendly hydro を進めている。アメリカでもポートランドで同じようなことを試みている。外形基準ではなくて、パフォーマンス基準で環境保全的なのかそうでないかを規定していこうという取り組みだ。ダムに関しては様々な論点があるが、少なくとも経産省のような外形基準による一律の規定には限界がある。

3.1.4.2 廃棄物の扱いについて

これは法制局の資料にはない点。10 月に経済産業省で開く会合で、話し合われることになっている。

【論点】

- ・国会でも付帯決議で合意された「廃棄物発電なканずく廃プラスチック等の石油起源廃棄物を燃料とする産業廃棄物発電の取扱いについて、抑制的観点に立ち、関係大臣と十分協議の上、循環型社会形成の基本的原則にのっとり、マテリアルリサイクルの推進を阻害することのないよう、

かつ、地球温暖化の防止に資するよう二酸化炭素排出量の削減に十分配慮すること」をいかに担保するか。

・加えて、国会でも付帯決議で合意された「本制度の下、廃棄物発電の導入への傾斜により他の新エネルギー等の導入が停滞しないよう努めること。」をいかに担保するか。

3.1.5 新エネルギー等の賦存量と義務量（基準利用量）設定の公平性

（「GEN が情報公開請求で入手した政府内資料」 p 26~28 に対応）

【法制局への説明概要】

・各新エネごとの地域的資源の偏在があるが、新エネ等に含まれる個別エネルギーを総合した場合、地域によって著しい格差が生じているとは言えず、概ね全社が均等な義務水準になる。

【論点】

・上の説明は基本的に矛盾している。本来の RPS であれば新規分だし、コストをシェアする話なので、地域資源の偏在は問題にならない。したがって「個別エネルギーの統合」とは無縁である。なお、これは固定価格制であっても同様に問題ない。

3.1.6 新エネルギー等の電気利用目標について【本則第 3 条】

（「GEN が情報公開請求で入手した政府内資料」 p 30~38 に対応）

【法制局への説明概要】

・目標値の設定：経済産業大臣が定める

・「目標期間」は 8 年（企業の事業計画期間が通常「発電設備の設置期間」〔4 年間〕と「設備投資回収期間」〔4 年〕の計 8 年間となるため。また総合資源エネルギー調査会の 2010 年新エネルギー導入目標と整合的に、目標値の「見直し」は中間年の 4 年ごとに。

・見直し期間以外に、経済産業大臣は、経済的事実の著しい変動のため特に必要があると認めるときは数値目標の下方修正（新エネ等電気利用目標の達成が極めて困難であることが判明した場合など）や上方修正（新エネが予想以上に普及した場合、石油需要が過剰になった場合など）をすることができる。【本則第 3 条第 3 項】

【論点】

・「発電設備の設置期間」(4 年間)と「設備投資回収期間」(4 年)の説明は屁理屈にすぎない。

・実態として、国会の付帯決議でも合意された「新エネルギー等電気の利用目標については、新エネルギー等の普及の現状及びエネルギーの需給状況等を勘案し、真に新エネルギー等の市場拡大に資するよう、審議会の場において十分討議し、適切な水準となるよう定めること」をどのように担保するのか。

容器リサイクル法を石油備蓄法の考え方を元に、義務付けと目標年度の設定に関する説明をしている。いずれにしても最終的にはどれだけ高い目標値なのかということが重要になると思う。

3.1.7 義務量（基準利用量）の算定について【本則第 4 条】

（「GEN が情報公開請求で入手した政府内資料」 p 39~42 に対応）

【法制局への説明概要】

・義務量算定の方法：個別事業者の義務量は、「当該年度の利用目標」の、「全国の前年度の電気供給量」に対する割合に、「当該事業者の前年度の電気供給量」と、「一定の調整比率」を乗じた量。(当日配布資料「政省令で議論すべき論点」p.3 の式を参照)

・新規参入者の場合は、前年度実績がないので、基準利用量はゼロとする。

【論点】

・電気事業者に過剰に配慮しすぎていないか。経過措置は 3 年もあれば十分であり、8 年間の全期間にわたる調整は無用。

3.1.8 義務量（基準利用量）の肩代わり及び緊急時の減少【本則第6条及び第7条】

（「GEN が情報公開請求で入手した政府内資料」p 42 に対応）

【法制局への説明概要】

- ・義務量肩代わりの措置：他の電気事業者との間の基準利用量の相互増減が許容される（フレキシビリティ、国内目標達成へ支障がないため）
- ・義務量緊急時の減少措置：災害その他やむを得ない事由の場合

【論点】

- ・「肩代わり」ではなく目に見える形で「証書」が発効され、取引は行われるのかということは大きな問題。（当日配布資料「政省令で議論すべき論点」p.4 の模式図を参照）
- ・1 階部分と2 階部分を分けて、新エネ事業者は、当該一般電気事業者の地域を越えて、RPS 枠のみを取引可能か（発電量と RPS 枠との切り離しは可能か？）

義務量肩代わりについては、経産省と法制局とのやり取りを記録した資料によると、当初は証書という言葉が出てきているのだが、途中で証書はまかりならんということで、正面からやるなら証券関係の法律を変えてやり、そこまでやらないのなら陰に隠れてやりなさいとなっている。法案を作りこむときに、先程出てきた石油備蓄法の法案の仕組みにある程度なぞらえながら作ったという節がある。問題は、政省令で証書と RPS 枠の取引が行えるようになるのか、これは今の所まだ不明。

3.1.9 設備認定について【本則第9条】

（「GEN が情報公開請求で入手した政府内資料」p 44,45 に対応）

【法制局への説明概要】

- ・新エネ等電気設備は経産大臣より、発電設備の適切性（新エネルギー等であること、電力量を測定できること）、発電する方法の適切性（「新エネルギー等」に該当すること）の基準に従い、認定されることが必要。そのため、認定申請書を届出なければならない。

【論点】

- ・廃棄物発電、バイオマスの認定について、設備ではなく、「燃料の適正性」（ランニングの部分）をどのように認定するのか。

3.1.10 義務量（基準利用量）の算定に係る経過措置の必要性【附則第2条】

（「GEN が情報公開請求で入手した政府内資料」p 48,49 に対応）

論点 7 (3.1.7) で説明したこととかぶる。

【法制局への説明概要】

- ・電気事業者のうち、「同条規定に従って新エネルギー等電気の利用をすることが著しく困難であると経済産業大臣が認定したもの」の基準利用量（義務量）は、施行後 7 年間は「第 4 条の規定によって算定した量を新エネルギー等電気の利用の状況その他の事情を勘案して経済産業大臣が定める方法により調整して得た量とする。

- ・調整比率について

➤ の係数：調整用発電の整備率

「（調整用発電設備の整備と新エネルギー等発電設備の設置年数が違うので、）各電気事業者の調整用発電設備の普及の状況を勘案し、各電気事業者ごとに、例えば以下のような係数を（修正前の）基準利用量に乗じて算定することとする。」

（当日配布資料「政省令で議論すべき論点」p.5 の表を参照）

【論点】

- ・こうした調整は電気事業者に配慮しすぎており、市場を縮小することにならないか。

3.1.11 法制局への説明で欠けている重要な論点

【論点】

・ RPS 取引にかかる「価値」の移転について

・ RPS 枠の取引をおこなった際に、CO₂ 排出量を代表とする「環境保全価値」の移転をどのように考えるのか。「移転する」とした場合、CO₂ 価値で矛盾が生じる上、証書管理システムが重要となる。「移転しない」とした場合、RPS 枠購入者は了解可能なのか。いずれの場合も、国際的な整合性に欠ける。

・ 市場の流動性について

・ 「流動性」が期待できる程に十分に大きな市場なのか。

以上が、こちらが拾い上げた論点。あとは皆さんからお願いしたい。

3.2 意見交換

大林 ミカ （「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

では、ご意見をお願いしたい。廃棄物発電に関しては後程環境総合研究所の池田さんよりお話を頂く予定。

・ 新エネ特措法と電気事業法の整合性について

吉岡 洋介 （奈良県緑化推進協会）

電気の場合はどうしても電気事業者との付き合いが大半を占めてくる。よって、電気事業者が出てくるのだが、この電気事業法との整合性というのを相当努力されているのか、電気事業者・設計事業者は電気事業法でやるんだということを今までの経緯で申しておる。なぜこのようなことを言うかというと、農村電気事業法というのがどちらかというと農林省サイドで議員立法で成立したのだが、通産省サイドが電気事業法でがんじがらめにしたため、日の目を見ないという苦い経験があるからだ。この法案は、同じ経産省だから、整合性を確保する努力をして行くのか。そのあたりを心配している。

飯田 哲也 （「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

今日は経産省の方がいらっしゃらないのでなんともいえないが、法制局へのご説明資料によると、「電力小売事業者への義務付けであるにもかかわらず、なぜ電力事業法の改正ではないのか」というご質問に対して、「電力事業法は電源構成についてある電源を一定比率導入する等の義務を課している体系ではないが、今回の RPS 法はある一定の電源構成を策定しようとする体系なので、体系が異なる」ということで説明している。要は法案の目的が異なるということでしょう。

・ 新エネ特措法における系統連系の問題について

渡辺 雅樹 （持続可能社会研究会）

これは GEN の運営委員の中でも議論があるので明確にできればと思う。この法律で発電事業をやる人は、今まで電力会社に接続の良し悪しをいわれながらやってきたわけだが、この法案によると、ある発電設備が新エネルギーであると政府が認可すれば、自動的に電力会社の送電網につながるができることとみていいのか。これも、図によると政府が設備を認定した場合は、新エネルギー電力発電事業者になるわけだから、自動的に電力網につながるように見えるのだが、設備を認定するという権限が、政府を含めて経済産業省にあるのか。ということで、経済産業省が接続の権限を持っていると解釈していいのか。つまり、今まで電力会社が持っていた送電網への接続の権限を経済産業省が取り上げたというふうに見えるのだが、こう解釈していいのか。

堀 俊夫（風力発電事業者懇話会）

風力発電に限って申すと、今の質問に関連してくる。私も新エネ委員のメンバーとして目標値を設定した。一方、配布資料にも書かれているように、利用目標があるのだが、基準利用量ということの中において、エネルギーごとの振り分けがあるのかどうかということが非常に興味がある。そこに関して、他の電源にも関係してくる点だと思うが風力にとって、何が一番問題かということ、やはり系統連携・いわゆる送電線というものがあるのかどうかだ。特に今回の法案では、電圧調整などの系統側の調整というものをかんがみて基準利用量を決め、しかも3年間検討するということになっている。風力発電事業者としては、論点に対する回答はあるが、実際の仕事をして行くという観点から申すと、最大の問題点。

飯田さんが言っていたように海外からの制度を取り入れるときに参考になるものとしては、優先接続があると思う。IPP なり発電所が発電したときには電力会社は優先してそれを買取りなさいというもの。しかし、この法案にはどこを見ても、そのような言葉は入っていない。したがって、渡辺さんの質問のような経済産業省に優先接続を命令するような権限が付与されたというようには私は読んでいないし、そのような話はまだ伺ったことがない。

・ 市民委員会で議論すべき論点の範囲について

正田 剛（日本自然エネルギー株式会社）

今の意見に関して、私もこの法律ではこの点（優先接続）は謳われていないと考えている。事務局の方に主旨を確認したい。配布資料（進行案）の中の冒頭の目的に、「同法の政省令を少しでも良いものとする」とかかかれているが、“この法律に書かれていないことを書け、この法律のこの点がおかしい”というところまでを議論の対象にするのか、それとも法は法として認め、政省令で直せるところだけを議論するのか、ということをも最初にはっきりさせたい。たとえば、私はこの法律の最大の問題点は自家発電が含まれていないことだと思うが、法律を読めば自家発電が含まれていないことは明らかであり、政省令ではなく法律の問題になる。つまり、どの範囲まで議論するのかを最初にはっきりさせた方がいい。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

基本的には政省令の範囲内でないと、今のところパブリックコメントを出しても受け付けないと思う。議論を深めたり、論点を深めたりするところは政省令の範囲内を中心という風に考えた方がいいと思う。ただ、いずれにしても3年後の法案の改正を視野に入れて、今言われた優先接続や自家発電の話、補助の仕組みも含めてもう少し法のスキームにかかわる論点等も念頭において議論した方が有意義かと思う。最後の報告書のまとめの中で、政省令の範囲内で行えるのはこの範囲、しかしこの法律にはこのような根本的な問題点があるので法がきちんと機能しない可能性があるということ指摘しておけば、それについて3年間の検証が行われて、3年後の見直しにつながるのではないかと思う。先程私が出した論点の中にも、改めて固定価格制を出したということも後者にあたる。議論を2つのカテゴリーに整理していただいたのは明確になって非常に良かった。どちらの点も出していただければと思う。

畑 直之（気候ネットワーク / 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

今飯田さんからあったように、議論の2段階を混同せず、意識しておけばいいのではないかと思う。具体的には、正田さんがおっしゃられていたような点が中心になると思うが、私たち NGOとしては政省令の範囲外のことも考えていきたいと思う。先程の優先接続のことは経済産業省の人がいないので明確な答えは出せないが、先程正田さんが言われた通り入っていないと思う。

・ 法案策定過程における「証書取引」案の取り扱われ方、ボランタリーな証書取引について

伊藤 康（千葉商科大学助教授）

単純な事実確認だが、先程の証書の話は法制局がだめだといったからだめになったのか、つまり経済産業省としては本来やりたいと思っていたのかどうか、その辺のことを尋ねたい。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」ネットワーク）

これも議事録を読む限りでは、参事官と第四部長の方で最終的にこの法案の形にしたように見えるが、特定するのは難しい。一方で、「新エネの義務付けを狙って証書マーケットを作るというようなやましいやり方だとだめだ」ということがコメントとして（議事録の中に）あって、「証書を作るのだったらそれを真正面に出したアプローチをしてほしい。今回は義務付けなのだから一番近いのは石油備蓄法であり、石油備蓄法になぞらえて作ったら、証書を作るのは問題なのではなく、実態として達成しようとする目標は、石油備蓄法と同じような概念だろう」という整理がされている。それが去年の暮れの段階で、それから先は証書という言葉は一切消えてしまった。これも次回整理する。

佐藤 一子（ソフトエネルギープロジェクト）

今の証書の件だが、国の法律としては今の段階ではだめだが、日本自然エネルギー株式会社がすでにやっているか、やろうとしているものは、民間なので法的に問題はないのか。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」ネットワーク）

基本的に問題ないと思うが、正田さんをお願いしたい。

正田 剛（日本自然エネルギー株式会社）

私どもの証書は、今年間1億4千万円程の売り上げがある。これは国の制度に先駆けてつくっていて、スペックも異なる。問題の廃棄発電は我々の証書には含まれず、よりグリーンな方向を志向して作っている。私たちがこういうことをやってはいけないという法律はなく我々としてはニーズがあって、きちんとした電源の手当てがある以上ビジネスとしてきちんと発行していきたいと思っている。

ただ、限られた自然エネルギーをRPS法で過大にそちらに吸い取られてしまって、我々のビジネスがやりにくくなるということはある。民間の取組みを尊重するならば、きちんとそのことを書いてくれということはある。飯田さんの方でも、最初の方では、そのようなことが入っているが、細かい点では入っていないので、論点として潜り込ませていただければありがたい。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

佐藤さんがおっしゃっていた「法的な問題」というのは、義務付けをすることによって、法的に義務が生じるので、それが例えば電力自由化などと相反するのではないかという話ではないのか。

佐藤 一子（ソフトエネルギープロジェクト）

私のもっとよくわかっていない。今日本の中ではもうすでに一般の電気を買っているわけだが、証書を購入する場合はきれいな電気をあえて買いたいという要請をしてお金を載せて買うのだと思う。そういったことは、日本の電気事業法なのかどの制度なのかわからないが、違反ということではないのかという単純な質問が1点。

あと今正田さんがおっしゃったように、証書を取り扱う自由な事業者やNPOなどが今後できて行く可能性があるのに、国の法律ができたときにその中に吸い取られ、統一されて埋没されてしまうということがあるのかどうかということが2点目。今の話を聞いてそのようなこともあるのかと感じた。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」ネットワーク）

前者に関して答えると、正田さんの会社の証書は商品なので、商売の自由ということで違反でもなんでもなくて、むしろ憲法で認められている権利。ただ、それを買う側がきちんと商品として国税局が認定していないので寄付だとされてしまい、商品でなくグリーンスタンプが何かを買って寄付しているような課税になっていることが問題。

2点目に関しては、まったく同じ問題にぶつかっているのがイギリスとオーストラリアだ。そこで

は RPS とボランティアなグリーン証書が真正面からぶつかっている。そういうところでは、ボランティアな仕組みの方はわざわざ自発的にお金を出して追加的に買いたいという willingness なのだが、そこへ義務をかけられているとお金を出そうという意識がなくなってしまうという、ボランティアとオブリゲーションのぶつかり合いがある。

ただ、証書そのものでいうと、一方でアメリカなどでは RECS(再生可能エネルギー証書システム)という、証書を域内を越えて流通させようという取り組みがあり、これは全体としてボランティアな商品として流通させる方向に向かっている。佐藤さんがおっしゃられた 2 点目はまさに進化形で、いろいろな場所でいろいろなことが起こりつつある最先端の問題。

・ 電気事業法と新エネ利用特措法の関係

吉岡 洋介 (奈良県緑化推進協会)

電気事業法にこだわるわけではないが、発電事業者にとっては非常に大きなウェイトを占めるので述べたい。まず電気事業としては、卸電気事業か自家発電かというものしかない。卸電気事業というのは、擁護されている面もあるし議論があるわけだ。小さな自家発電ということになると、自家発電擁護概念というものが必ず出てくるわけで、勝手に電気を卸せるといわんばかりの自家発電優先売電すなわち石油の焚き減らしの論理が、大手をふっていつている。その辺りが電気事業法とどうすりあわせができるのかと心配である。

どうしても今の電気事業法では小さな規模の卸電気事業者というのは、比較的小さなところでは金沢市の発電事業者だが、認定に規制がかかったりする。まだ、そのような規制をクリアしないような電気では我々は石油の焚き減らし的な協議しかできず、個々の交渉になると必ずそういうものが出てきてしまう。卸売電気事業でしかも余剰発電所売電といっても電気事業法から規制がかかり、わずか 50 キロ 100 キロの発電設備でも非常に大きな設備投資、つまりメーターや安全装置の装着などが必ず必要になる。また、例えば水力の場合であつたら小さな発電所でも発電所の場合なら、一級河川に指定しなくてはならない。新エネルギー法の趣旨はいいのだが、新エネルギーならどうしても小規模であるからこそ、そういった電気事業法と関連する部分をどのように擁護してもらえるのかと思う。あまい考えかもしれないが、そうでないと電気事業法でがんじがらめにされて、結局新エネ法はできても動かないというふうになりかねない危険性もある。

・ RPS と二酸化炭素排出権の関係について

小林 俊也 (三重県総合企画局特定重要課題チームエネルギー政策グループ)

ひとつわからないことがあるので、教えて頂きたい。RPS とそれともうひとつイギリスの方で CO₂ の排出権がやられており、それが 2008 年度になれば全世界で排出権取引の市場ができるというスケジュールで動いていると聞いている。そのようになれば当然日本の企業にも CO₂ のキャップなどが課されるし、当然電気事業者にも課せられてくる。この RPS と CO₂ の排出権の整合性はどういうふうにするのか。ヨーロッパ特にイギリスなどでは市場が動いているようだが、そこでは RPS がうまくいつているかいけないかどっちにしても導入されているわけで、そのあたりの整理はどうなっているのか、イギリスの例を挙げながら教えていただけるとありがたい。

飯田 哲也 (「 自然エネルギー促進法 」 推進ネットワーク)

基本的に CO₂ のキャプト取引と RPS とは直接リンクしていない。EU は域内全域で去年の EU 指令で電力供給のうちの大型水力を除いた ' New and Renewable ' を 2010 年までに 13% から 22% くらいに増やして行くという目標値があり、それを国ごとに達成する手法として RPS をイギリスは持っている。しかし、ドイツ・スペインといったところでは、いわゆる固定価格制でやっているということで手法は違う。一方で EU は CO₂ を 2008 年から 12 年の間にマイナス 8% にしなくてはならないので、当然それが連動する。たまたまイギリスは証書的なところで似ているが、ドイツなどは全然違うからそれがリンクするわけではない。

リンクがあるとすれば炭素税の方だ。特にオランダでは一番優遇していて、ボランティアなグリーン電力を購入した人にも CO₂ 税の減免をするということで、ボランティアなクリーン電力が非常に全体として量的に多い。そういう形で税を使ってインセンティブを与えて普及させる話はあるが、枠を連動する話はない。ただ、価値の移転の話はまだ全然落ちていない話だ。例えばオランダでは裁判所で争われる問題になっていて、電力会社が風力事業者から RPS のグリーン証書の枠を買って、同じくそれを風力事業者が CO₂ の価値は残っているということで、アメリカやカナダに売れるのかといった問題は決着がついていない。そういうことも、その先特に日本の場合 CO₂ を排出する廃棄物を交えているから、非常に混乱してくるのではないのか。

4．廃棄物発電の問題点について

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

今回は、前回の市民委員会をやってから時間が経ったということもあるので、論点整理と現状認識・再確認の形になってしまったが、また後で追々色々な論点を出して行くことにして、環境総合研究所の池田こみちさんより廃棄物発電の問題点についてご説明して頂けたらと思う。

4.1 環境総合研究所 / 環境行政改革フォーラム・池田こみちさんよりご報告

- ・ 廃棄物発電促進の動機・目的は何か
- ・ 廃棄物とは何を指すのか
- ・ 上位・関連法との整合は
- ・ 環境リスクに対する認識は
- ・ ハードからソフトへの政策転換を
- ・ 国民的な理解、合意が得られない
- ・ 現時点での疑問（以上、当日配布資料「廃棄物発電の問題点」参照、詳細略）

4.2 廃棄物発電の問題点等について議論

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

ただいまの池田さんのプレゼンテーションに対して質問等受け付けたいと思う。

・ 廃棄物発電における有害物質排出の問題について

渡辺 雅樹（持続可能社会研究会）

今回の法律の最大の問題点は、廃棄物発電しかもプラスチックゴミが CO₂ 削減効果があるという説明をしているところだ。はっきり言って議員の方々がだまされたのではない、あまりに国会審議の時間が足りなくて理解されないまま賛成した議員が多いのではと思っている。これは是非とも市民委員会で問題をさらにクローズアップさせて、政省令に入れられるものは徹底的に入れてもらいたいというふうに思っている。

私も専門でないのでよくわからないが、廃棄物の中に塩ビ等色々なものが混ざっている、今までの焼却炉では必ずダイオキシン等の有害廃棄物が相当排出されるが、そのダイオキシンの削減・測定というのが非常に難しく、しかも排出測定をモニタリングするのは年に一回程度でよいという大変ルーズな法律しかないと聞いて愕然とした。地球温暖化問題は長期的でかつ大変な問題だが、それにかこつけて短期的な有害廃棄物を大量に撒き散らすというのはまったく信じられない。それから、政省令で何を歯止めすればこれを防ぐことができるのかというのが、今回参加した最大の目的である。その辺りのポイントを教えて頂きたい。

池田 こみち（環境総合研究所 / 環境行政改革フォーラム）

今のご指摘は大変鋭い。国内に 1800 ケ所の焼却炉があるが、その焼却炉の排ガスの測定は年に 1

回4時間以上行えばよいということで、事業者が測る日を決めてそれに向けて準備をし、測って公表している。そういうようなものは誰も信じていないのに、そういった方法で測定された結果を基に国がインベントリーを出して、この3年で7割方ダイオキシンのエミッションが減ったと国際的に公表しているわけだ。それは全く信用できない。また、ダイオキシンはほんのひとつの指標にすぎず、それ以外にも様々な何千という種類があり、特にプラスチックを燃焼させた時には有害物質が出るので、それらについての常時モニタリングは日本ではまず行われていない。今後、私たちの努力が足りなくてこのまま法律が通った場合には、大規模にプラスチックの食客なり熱処理が行われるようになるので、少なくとも常時その排ガスをモニタリングするようなことを制度化する必要がある。それについてはベルギーやドイツ、特にベルギーでは法律で常時モニタリングをして公表するということを義務付けている。ドイツも義務付けではないが60ある一般廃棄物焼却炉のうち10ないし20くらいに独自にそういうものを付けており、周辺住民に対して安定的な情報の供給、安全管理が非常にうまくいっているかどうかということを科学的根拠をもって示すということが義務付けられている。ましてや非常に高額なプラントによるわけで、この場合は民間もあるわけで必ずしも税金を投入するというわけではないが、特にゴミの場合は税金でプラントをつくるケースが多いものであるから、税金を投じたものがその投じた額に見合った排出量を削減できる装置になっているかどうかを保証するためにも常時のモニタリングシステムは絶対に必要である。今すぐにもしてもらいたいとアプローチをしている。法律がこのまま動くようなことがあった場合、この辺りは十分重視しなければならない。

・ 廃棄物発電とリサイクル問題の関係について

藤原 寿和（止めよう！ダイオキシン汚染・関東ネットワーク）

基本的な認識は池田さんと同じで、私どもは運動としてダイオキシン問題を解決して行くために焼却を止め、脱焼却を目指して運動しているところへこの問題が出てきたわけだ。内容面は環境省・経産省がこれからやりとりされるということなので、注目していきたいと思っている。

通産省時代に1993年に廃プラスチックアクションプログラムというものを制定して21世紀当初に単純焼却はゼロにするという方向になっていた。内容としては油化やサーマルリサイクルも入っているが、その詳細なプログラムはその後出されていない。その廃プラスチックアクションプログラムがその後どうフォローされているのかというのはわからない。その中でサーマルリサイクルも廃プラも入っているのだが、その政策とこれがどう絡んできているのかわからないということとが1点。

容器包装リサイクル法の観点から、これからは塩ビを含めてあらゆる廃プラスチック類、廃棄物、その他容器包装材についてフィードストックリサイクルが大数を占めて行くだろうというふうに考えている。高炉還元剤として使おうということで、日本にある高炉すべてをあれすれば500万トンのプラスチック廃棄物はすべてそれでフィードストックリサイクルできると試算されている方もいらっしゃるが、そのフィードストックリサイクルやケミカルリサイクルの方向に行こうとしているのと廃棄物発電がどう絡んで行くかという、長期にわたる廃プラリサイクルの行方がまったくわからないというところに非常に疑問を持っている。その点は政省令の中でもどういう案で出てくるのかということをお我々も注目しているところで、その点が一番引っかかっている。先程、渡辺さんからあったように、廃棄物発電が二酸化炭素の排出の抑制になるということどうしても定量的なところを含めて納得できないと考えている。これは犯人側から説明して頂かなくてはならないと思っている。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

それでは、環境省の廃棄物関係の方が出席していらっしゃるので、その辺りのリサイクルの対策についてお話を伺えれば思う。

染野 憲治（環境省廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室室長補佐）

私の方から独断で話すようなことはないのだが、循環型社会形成推進基本法でも考えているが、基本的に減量化ということが一番であろう。リデュース・リユース・リサイクルをし、その上でもリサイクルの中にはマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルがあるが、それでも出来ない場合に適切

に処理しようというのが大原則であるので、この RPS 法を作成することによってより一層焼却をしようとか、そのためにゴミを増やそうというようなことになってもらっては困るという話を経済産業省ともし、そういう理解を共通に得ている。それに関して今後どうして行くかということは現時点では経済産業省と担当別に連絡をとっているが、これからである。今日は経済産業省の方が来られていないようなので、どういう感じで行くかということは今度来て頂いた時にご説明して頂ければと思う。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

ただ、現実問題として新エネ部会を 2 回程開いて今年中に何らかの方向性を取りまとめるということとでかなり動いているし、この市民委員会で日程等にも関わってくると思うが、向こうはもう動き始めている。さらに世界で初めての廃プラスチックの専焼発電が今年の 12 月に北海道で動き始めることもあるなどして、現実には目の前に見える何らかの動きがもうすでに起こっている。環境省の方だけに申し上げても仕方がないわけだが、もう少し万人にわかる説明がこういった制度作りには必要なのではないだろうか。

・廃棄物発電のモニタリングについて

渡辺 雅樹（持続可能社会研究会）

プラスチックを燃やすにあたって、一部の国では常時モニタリングを義務付け、あるいはそれに近いことを結構やられているということで、心強く思った。そうあれば、新エネ特措法の政省令の中に、対象とする廃棄物発電は常時モニタリングを必ず行う設備に限るということを入れることは可能ではないかと思う。どうやって政省令に盛り込めるかはわからないので、経済産業省の方と環境省の方にお聞きしたい。現行の法律を改正しないで政省令でそれを義務付けることは可能なのだろうか。特に環境省は、今回の法律は議員の強い要請で環境省が共管になっているので、廃棄物発電を環境に悪くないように押さえ込むのは環境省の役割だと思う。そのあたりについて、環境省さんにお聞きしたい。もしくは、環境省ではどうしようもないというのか。

染野 憲治（環境省廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室室長補佐）

その辺りに関しては、経済産業省の方から答えていただいた方がいいと思う。趣旨はよくわかるが、それを法制的にかけるということになると、ましてや法制局などに実際に行っている経済産業省の方が今日来ていないのはどういうことなのかとこちらとしても当惑している。実際その辺りをかけるかどうかということは、こちらで答えることはよくわからないのでできない。その辺のことを、経済産業省の方でどう話し合われているのかということ、我々も知りたい。

渡辺 雅樹（持続可能社会研究会）

現に協議でその辺りのところは環境省から要請しているのか。

染野 憲治（環境省廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室室長補佐）

協議はまだこれから始まるので、どうなるかはわからない。我々も知りたい。

池田 こみち（環境総合研究所／環境行政改革フォーラム）

常時モニタリング（常時サンプリング）は、装置のシステムをつけるということは大変いいことだと思うが、注意しなければいけないのは、装置をつけても使う人が事業者本人であっては何の意味もない。それではシステム屋を雇うだけなので、いかに第三者性を確保した中でモニタリングをやらせるかということが大切になる。モニタリングの話ばかりしていると非常に消極的で嫌なのだが、モニタリングをするにあたって、システムの義務付けとともに同時に第三者的なモニタリングができるような仕組みをつくらないと、つけただけでは何にもならない。現在、第三者的な仕組みがないことが、日本にとってすべてのリスクを高めている原因である。法律も事業者にやさしく、2 回測って低いものをだせばよくなってしまっているわけで、まったく事業者と関係ない人がいつでもモニタリン

グをすることができるようなシステムをきちんと確保しておかないと形骸化するということを頭いれておかないとならない。

- ・ 当委員会としての廃棄物発電における議論の方向性について

伊藤 康（千葉商科大学助教授）

議論の方向性について聞きたい。廃棄物発電に様々な問題があることはおっしゃる通りだと思うが、常時モニタリングが不十分であるとか他の有害物質の面から廃棄物発電そのものが問題であるというのか、新しい法案の中で他の自然エネルギーとごっちゃになってしまったので、それをいっしょに競争させては問題だと言うのか、どこまで廃棄物発電の問題点について踏み込むのか。議論し始めるとどこまでも深く行くと思うので、その辺りを明確にしてほしい。もちろん議論し始めてやめる必要はないと思うが、明確にした方が数少ない委員会としてはいいのではないだろうか。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

廃棄物発電そのものの問題というのは、池田さん藤原さん、グリーンピースの関根さんにも参加していただいていて、その問題点は共有しつつ、全体としては新エネの法案のスキームの問題としてご指摘があった。もちろん本来の新エネが普及しないのではという点を中心にしたいと思う。

- ・ 廃プラ発電についての金田誠一議員質問主意書・答弁書について

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

ここで、とりわけ北海道のサニックスの問題に特化をした質問書を金田誠一さんが出されているので、少しこれを見ておきたいと思う。（当日配布資料「金田誠一議員質問主意書・答弁書」参照）

質問としては大きく二つ、サニックスの問題、一般的な廃プラの問題である。サニックスに関しては一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのか。また、プラスチックはどこからきているのかといった質問。第2点目としては廃プラを使うと二酸化炭素が増えるのではないかということで、実際廃プラがどのように燃烧されているのかということである。それらに対する回答としては、サニックスが一般か産業かは総合判断で判断する必要があるが一概に答えることはできない、二番のプラスチックの問題に関しても事業者の了解がないので答弁ができないと言っている。（以降、省略。詳細は資料参照）

いずれにしても、まだ環境省の方に協議がいないということでこれからだと思う。10月に我々とも協議しようということになっているので、確かに経済産業省内部でもまだ固まっていないのではないだろうか。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

環境省の方だけに申し訳なかったが、どちらにしても環境を守るという環境省の立場を最大限に利用して、廃プラスチック・廃棄物を含まない発電の推進に取り組んで頂ければと思う。

- ・ 廃棄物発電について論点整理

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

廃棄物の話を最初に整理だけしておきたいと思う。基本的に政省令の範囲であれば、入れるか入れないかではなくて、議事録をみても環境省は3月1日の金曜の朝まで政令にも入れるなど頑張っておられたが、最後に法案としては入ったということを実態として受け止めるしかない。問題は大きく2つで、廃棄物を入れることによって本来入れるべき自然エネルギー、風力・バイオマス等の市場が崩れるのではないだろうかというのがひとつ。もう1つは抑制的にマテリアルリサイクルの推進を阻害することがないように、かつ地球温暖化防止に資するように十分配慮すること、制度としていかに実効的に確保するかこの2つが鍵になる。長期的には廃棄物を排除して行くことは当然で、三年後に向けて議論すべき点だ。ヨーロッパではイタリアだけが例外でそれを経済産業省がよく取り上

げるが実際イタリアも必ずしもそうではなく、結局再生可能エネルギーに化石燃料くらいの廃棄物が入っているのは日本だけだ。当面は先程申し上げた通りの論点を、次回以降掘り下げたいと思う。

5. 総合討論及びまとめ

河田 鐵雄（ホームサイエンス舎）

廃棄物の話に絡んで、公式な発言ではないので話として聞いていただければよいのだが、この法律ができたのは、5月の終わりだった。担当官庁の方が廃棄物を入れないと目標が達成できないというような言い訳をしていたが、私たちからみると、かなりのところをついているのではないだろうかと思う。懸念しているのだ。一昨年、昨年と風力発電が非常に少ない中からではあるが着実にわが国でも取り組まれている。私も自然エネルギー、再生可能エネルギーを推進することを念願している者にとっては大変心強い傾向がみられた。

しかし、そういうものをもっと強力に国としてもバックアップして増やして行くんだという建前で本来この法律ができたのだが、ほとんど逆にここ数年間風力発電事業が停滞するのではないだろうかという心配が語られている。300万キロなどと言われてはいるが、学会などでもこのままの状態では300万キロ実現不可能でかなり下回ってしまうのではないかという危機感がある。

伺いたいのだが、そういう状況というのは法律を作る時からだったのか、それとも、事業者側は特に心配されていると思うが政省令を半年も経ってまだよく詰まっていないということから停滞が語られているのか、あるいは本質的な問題なのかよくわからない。いずれにしても再生可能エネルギーの促進にとってはプラスというよりもマイナスの効果の方が大きいというようなことでは取り返しがつかないことになるので、せめて政省令のこれからの2ヶ月程の策定期間の中で、できるだけ本来の趣旨に引き戻す、立ち直って欲しいと思う。

・ 風力事業者から見た問題点：送電網と市場の不確実性

堀 俊夫（風力発電事業者懇話会）

風力電気事業者懇話会としては色々たくさん要望書というのがあり、すでに経済産業省に出している。それは別として、今のご質問の趣旨に関連して、非常になかなかうまくいかないのだらうというのが、要約すると2つある。その1つは、先程申した通り目標値を達成するためには、風力発電の場合送電線がネックになる。各電力会社が自分の負担でネットワーク、送電線網を拡充するというインセンティブはどこにもみられない。そうすると、福島先生が来てらっしゃるが、公共投資や何かによってそういうことをやっておらない限り、いくら法律ができて機能しない。各電力会社が何らかのインセンティブを持つ、あるいは共有目的を持てるようなことが具体的に書かれるようなことが政省令でできることを期待する。

もうひとつは産業廃棄物に関するかわからないが、今日本がやろうとしているRPSを導入する基本的なコンセプトが市場メカニズムの導入であり、一方飯田さんは固定価格をおっしゃっているのが違うことなのだが。市場メカニズムが導入されることになれば、我々事業者が何十億を投資して事業をやった場合に本当にマーケットがたつのかどうか問題になる。例えばイギリスでもいわゆるリニューアブル・オブリゲーション（RO：Renewable Obligation）というのがある。最近パージェンという電力会社が15年にわたり約4.5ポンド（9円）くらい買った。この制度にはペナルティーがあるためにマーケットがあり、15年間買ってもらえる保障があるから事業として成立するわけだ。ビジネスでもひとつ問題があり、オフショアのプロジェクトがどんどんできるようになっているので、マーケットがどのような需給関係になるのかという点でまだ不安定さを残している。今の日本でグリーン証書がいくらか売れるかわからないし、まして電力会社が1・2年は風力を買っても今後買いたいと思っても、すぐには送電線ができないのでできない。一方廃棄物の方が早いので廃棄物にしようかと思っても、廃棄物も色々問題があるため買える期間を3年あるいは5年にしようとしたら、事業としては成り立たない。だから、本当に市場メカニズムを根本的なコンセプトとして入れるのであれば、よほど政省令でその辺りのメカニズムをより具体的に事業としてできるというレベルまで掘

り下げて整備していただかないとなかなか実際の事業としては成り立たない。これが即頭に浮かぶ問題点である。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

堀さんから事業者の視点から、実際市場が立つのかというご懸念があるということが出たので、地熱事業者の方から話を伺いたいと思う。都道府県の方も2つの顔があると思うのだが、1つは県が企業局を持っておられて水力発電が今後どうなるのかは中小水力の規定がどうなるかによって左右されるし、もう1つは三重県・岩手県などは廃棄物発電をされていて、これをどういうふうに見ているのかと、この辺りを一通りご検討頂きたいと思う。

・ 地熱事業者、地方自治体から見た問題点

糟屋 正義（日鉄鹿兒島地熱株式会社）

風力事業者さんの方から廃棄物について大体お話があったが同様だと思う。また、私どもで考える点としては、RPS 法案で既存のものが入るのかどうか、それになおかつ市場メカニズムの導入ということになると、おそらく地熱の半分は買われないという状態が発生する。具体的な数字がないので、推定できない（詳細略）。今、10 円くらいでやっているところと、10 円以上でやっているところとあり、半数の安いところはほっておけば電力会社を買ってくれるが、半数に関しては電力会社を買ってくれなくなるということが考えられる。

もうひとつは、電力会社が目標値を購入できない場合、他の電力会社が肩代わりするというケースが大きな問題である。大体統計水準ははっきりしているが、再生可能エネルギーは、東北電力と九州電力は 1.6% くらい。結局どれくらいの目標値にいったのかは知らないが、まず 3% という数字は考えられないし、よく言われている 1% ということになる、その 0.6% 分はどっかの電力会社に売却というかたちをとるということになる。そうすると地熱発電で 1 番大変なのはボーリングを掘って地下から輸送するという問題が大きいのだが、通常のルールで行くと電力会社とディベロッパーのバランスを考えると、各電力会社に地熱電気を送ってその分の料金が自然エネルギーの方に入り込まれるというふうになるのは、なんとなく私どもの感覚からすると限度があると思う。こう言っては語弊があるかもしれないが、発電所を作るのはそう難しいことではないのではないかなと思う。そういった点から肩代わり制度が、例えばマーケットでいくらで他の電力会社に売っているのかがわかったり、市場の相場でどれくらいの自然エネルギーが売買できるかということがわかれば、我々もきっと新しいプロジェクトにいけると思う。

もう 1 点、色々な事情があって地熱を促進できないということもあり、どこの会社もそうだと思うが、株主のパワーが極めて低下しているということが大きな問題だ。パワーが低下すると投資金に対するリターンの設定がこれまでに比べて極めて高い水準になるので、促進というのはできない。RPS 法との関係というよりは、結局一般的な経済情勢によって電力事業がうまくいかないというところ、RPS 法案がどのように機能するかということに大きく影響すると思う。

我々としては肩代わりというところが一番気になる。しかし、これは情報公開には電力会社もなかなか応じられないのではと思う。先程も述べた通り、今後どうやっていったらよいか、ディベロッパーとして投資ができるのかどうか、投資に対するリターンをどのくらい追及するのか、資金調達はどうなのかということである。高く売りたいと言っているつもりではなく、株主が高く売っておかないと投資してはいけないということが現実であるということが言いたいのである。

菊池 正勝（岩手県環境生活部資源エネルギー課資源エネルギー主査）

企業局の話があったので、買い取りの関係で話をさせてもらう。うちの県では企業局水力発電事業を行っているが、今後盛岡市内にダム予定が 2000 キロワットの水力発電事業の予定している。しかし、東北電力との交渉が難航していてどうも買ってもらえそうもないということで、企業局がダム事業で水力発電事業をやるかやらないかの見直しを迫られている。今、地熱事業者から東北電力と九州電力がすでに 1% 余っているのではという話があったが、その数値の設定なり自由化の流れによって、

本県の場合は水力・地熱が具体的にはあって自給率が低いので他の県から移入ということになるが、その設定によっては今後買ってもらえないということも出てくるのかなという懸念が出てくる。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

私は海外の R P S が頭にあったもので今回議事録を読みながら確かに違和感があって、根本的に勘違いしていたことなのだが、既存の新エネをすべて参入されることに事業者のヒアリングではなっているのか。

糟屋 正義（日鉄鹿児島地熱株式会社）

そのように聞いている。新エネに入れてもらった事業者がその結果メリットを受けるかどうかは、マーケットで買ってもらえるかどうかだ。例えば長期契約、15 年契約、義務協定で買ってもらえるという前提で入れてもらえば、地熱も社会的な PR 効果があるということは確かだと思うが、買ってもらえないのなら PR 効果どころではない。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

新設と既設の問題は論点として挙げておくことにする。これは新エネ部会でも水面下で決まっていたことだ。もう 1 つは、両方に關係するが、東北電力とだけと交渉になるが、RPS 枠の取引の形態によっては東京電力と交渉して RPS 枠を引き取ってもらって、電気は東北電力に買ってもらおうということもデザイン的にありうる。そこが非常に鍵になる。新設・既設の問題と取引の形態の問題は、事業者の売り手の自由、まさに市場が立つかどうかに関わってくる重要な論点だ。

・ 設備の認定について

吉岡 洋介（奈良県緑化推進協会）

新エネルギーの設備認定について、この法律文を読む限りでは設備が認定されると自動的に新エネルギーの発電事業者になるという論法だと思うが、これはただ規制上で認定するというだけで、最初の設定で自然エネルギーが大事だと謳われているだけに、新エネルギーを活性化するなどといった点は具体的に法律でどうなっているのかということが疑問だ。認定は設備を認定するというだけだし、今の電気事業法では卸電気事業が絶対的な力をもっていて、自家発電余剰売電は影の存在だ。この法律で設備を認定してもらったら、卸売業者に近いようなある程度の力を持つのかという点が懸念される。環境大臣の協力を得てということが法律に入っているから、環境大臣が積極的に支援しろと逃げているように思われる。先程も議論されていたゴミ発電だったら、環境省が最大限に主旨を謳い上げたらよいということなのだろうか。どういうものが事業法で認定されるのか、つまり、自家発電などを小規模なものは設備の認定を受けるのか。例えば太陽光など個人の家に載っているものは認定を受けるのだろうか、私どもやっている小水力発電にはびんからきりまであるのでどこまで認定が受けられるのだろうか。もちろんそれは今後政省令の問題になってくると思うのだが。

今まで電気事業法をクリアしてもお前のところは自家発電余剰売電だから安いのだ、我慢しろ、忙しいからそんなのに付き合う暇はないという電力会社もいる。単に認定されるだけではなく、もう少しそういうものに力もらえるような項目が、政省令でどれだけ体现されるのか、疑問に思う。自然エネルギーに取り組むということは立派なことなのだというお墨付きがないと、やりにくい。大電気事業者や電力会社と話をするのに、何か欲しいわけである。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

政省令でどのような施設が認定されるかどうかは、既存か新設かという問題もあるが、例えば地熱の場合は最初はバイナリー方式しか駄目で、バイオナリーは日本にはないので、既存のものは認めないということになってしまうという議論もある。廃棄物でもそういうことが可能かもしれないし、これから論点を出していきたいと思う。

・ 自然エネルギー促進法議員連盟について

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

ここで、自然エネルギー促進法ということで頑張ってきて頂いた福島瑞穂さんに、出した法律は残念ながら国会では通らなかったが、議連の現状などを含めてお話をいただこうと思う。

福島 瑞穂（社民党参議院議員）

ご存知の通り自然エネルギー促進議員連盟が約3年位前にできて、自然エネルギーを何とか高めようと頑張ってきた。ところが何故か新エネルギー法になってしまい、その問題点については私たちも勿論わかっていて、政府が出す閣法の新エネルギー法だけ通るのは嫌だと、当初はなんとか出させないように頑張ったのだが、議連が作っている自然エネルギー促進法案を議員立法として出したが、残念ながら議員立法の方は通らず、新エネルギー法が通ったというのがこの前の国会だった。

自然エネルギー促進議員連盟は、政令・省令を含め今後この法律に基づいて、私たちが新エネルギーの割合を高めることができ、廃棄物発電なんかを抑制することができれば、私たちが作ろうと思っていた法律とは違うので90度位傾いてはいるが、それを使うことによって、自然エネルギー促進ということを頑張っていこうと思っている。

今日具体的に現場の話を聞くことができたので、それもまた議連の方でも生かしたいと思う。よって、議員連盟の方は解散をしないで、自然エネルギーを促進するためにチェック・監視を頑張っていくというように位置づけをしておそうと思っているところである。今後も、ヨハネスブルク環境サミットでも自然エネルギーの数値目標が非常に大きな課題であったが、本当の意味で自然エネルギーの促進をできるようにしたい。政令・省令を含めたことや、できたら議員連盟の方で、あそこは超党派だから何とかやりたいと思う。あるいは、各政党・各個人でもやろうと思うので今後もよろしく願いしたい。

・ 取りまとめ

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

今日お配りしたオーストリアの例については、次回カルフォルニアの例と一緒に紹介することにする。制度を作り込んで行く中で、参考になるのではないかなと思う。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

今回はインターバルがあったりしたということもあって、少し散漫な議事になってしまったが、次回からは具体的な提案例を出しながら、皆さんの意見をいただいて、さらにはプレゼンテーションを何人かの方をお願いすることによって、もう少しメリハリをつけた議事にしたいと思う。議連に関しては、議連があることが経済産業省にとって重荷になっているということもあるので、是非私たちもいい意味のバックアップをしていきたいと思う。

畑 直之（気候ネットワーク／「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

それでは、次回、次々回で色々なプレゼンを含めてお願いをして、ご協力して頂きたいと思う。こちらの方で、論点を整理した上で改めて御願いさせて頂くことにする。次回は10月24日、この同じ会議室が取れている。それでは、今日はどうもありがとうございました。

● 第1回「自然エネルギー市民委員会」出席者リスト（敬称略、委員及びオブザーバーのみ）

A. 委員

NGO

鮎川 ゆりか（世界自然保護基金日本委員会）

池田 こみち（環境総合研究所／環境行政改革フォーラム）

河田 鐵雄	(ホームサイエンス舎)
佐藤 一子	(ソフトエネルギープロジェクト)
畑 直之	(気候ネットワーク/「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)
藤原 寿和	(止めよう! ダイオキシン汚染・関東ネットワーク)
吉岡 洋介	(奈良県緑化推進協会)
渡辺 雅樹	(持続可能社会研究会)
飯田 哲也	(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)
大林 ミカ	(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

自然エネルギー事業者

糟谷 正義	(日鉄鹿児島地熱株式会社)
正田 剛	(日本自然エネルギー株式会社)
西田 圭一	(太陽光発電協会)
堀 俊夫	(風力発電事業者懇話会)

研究者

伊藤 康	(千葉商科大学助教授)
------	-------------

B. オブザーバー

地方自治体

菊池 正勝	(岩手県環境生活部資源エネルギー課)
北澤 良和	(長野県企画局企画課)
小林 俊也	(三重県総合企画局特定重要課題チームエネルギー政策グループ)
糸 浩子	(和歌山県企画部地域振興課主査)
谷口 信雄	(東京都環境局総務部企画課)

国会議員(秘書の代理を含む)

愛知 治郎	(参議院議員・自由民主党)
近藤 昭一	(衆議院議員・民主党)
佐藤 昭郎	(参議院議員・自由民主党)
筒井 信隆	(衆議院議員・民主党)
野沢 太三	(参議院議員・自由民主党)
福島 瑞穂	(参議院議員・社会民主党)
松本 和耶	(衆議院議員・自由民主党)
山内 恵子	(衆議院議員・社会民主党)
山元 勉	(衆議院議員・民主党)
若林 正俊	(参議院議員・自由民主党)
渡辺 博道	(衆議院議員・自由民主党)

関係省庁

染野 憲二	(環境省廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室)
田中 直己	(環境省地球環境局地球温暖化対策課)

一般電気事業者

岡埜 能	(東京電力株式会社企画部調査グループマネージャー)
山本 正之	(東京電力株式会社企画部調査グループ)